

ハイフォン市
人民委員会

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

NO: 2808/UBND-VX

ハノイ、2020年4月15日

市の COVID-19 防止対策の見直しについて

宛先：市の各局、各セクター、各団体、社会政治組織、企業
各区、各郡、各町、各村、各コミュニティ
市の出入り口にある COVID-19 検問所

2020年4月15日付政府首相通知 No. 155/TB-VPCP を実施するため、2020年4月15日午後の COVID-19 防止対策に関する市の常務委員会会合で意見が一致した内容を踏まえて、人民委員長兼 COVID-19 防止対策委員会委員長から、以下のとおり具体的な指導があった：

1. 市の各組織及び各個人に、人民委員会の指導に従って、2020年4月22日まで COVID-19 防止対策を実施するよう、要請する。

2. 複数の COVID-19 防止対策を以下のように見直した：

2.1 2020年4月16日0時から、各村・各コミュニティの COVID-19 監視グループ（常務委員会指示 26-CT/TU 及び 27-CT/TU）、区・郡・町・村にある検問所を人民委員会からの新たな指導があるまで一時的に閉鎖する。

各区・郡・町・村の人民委員会は、監視・防止を強化して規定に従って厳格に違反を処分する。

2.2 交通運輸の活動について、
タイビン省行きとハイズオン省行きの船・フェリーは運航を再開できるが、6時～8時と16時～18時の時間帯でしか運航できない。

船・フェリー停泊地を有する区・郡の人民委員会は、運航時間が遵守されているかをしっかり監視する。

市のタクシー会社は、50%の台数で営業を再開できるが、乗客数は定員の50%以下にしなければならない。

2.3 市内へ入る者・市外へ出る者について、
ハイフォン市へ入ってくる前に、バクニン省、ビントウアン省、ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市、カインホア省、ラオカイ省、ニンビン省、クアンナム省、クアンニン省、ハティン省及びタイニン省の12市省への旅行歴を有さない人は、入市に当たって集団隔離の対象にならないが、出発地の行政機関の承認が必要である。

入市する特別なケースについて、市の出入口にある検問所は、（通達に基づいて）主導的に各個に対応するが検問所にいる全ての当番関係者との間で、対応について意見を一致させなければならない。また、市内に移動してくる者の氏名、住所、出発地の住所、ハイフォン市での行き先、滞在日程の情報を記録しなければならない。

終日に、各検問所は情報をまとめ、規定に従って医療監視に関する指導を受けるために、人民委員会に報告しなければならない。

市外へ出る者について、市民は、ハイフォン市から上記の 12 市省以外の地方へ移動することができる。また、戻ってくる時に集団隔離を受ける必要がないが、行き先の機関・会社又は行政機関による確認書を有しなければならない。

2.4 各機関・組織の長は、幹部、公務員、職員、労働者の 50%まで出勤させることができ、残りは在宅勤務とする。

2.5 市民からの行政手続きに関する問い合わせ・申し入れの受付について：オンラインで受付できない場合に、申し入れを直接受け付けて解決する。

市の各局、各セクター、各団体、社会政治組織、企業、各区、各郡、各町、各村、各コミュニティの人民委員会及び市民全員は、この通達を厳守することを要請する。

人民委員会代理
人民委員長

グエン・ヴァン・ツン